



# 大館市住宅リフォーム支援事業

大館市では、市内経済の活性化と市民の居住環境の質の向上を図るため、市内業者と契約して住宅のリオームや増改築工事を行うかたに対し補助金を交付します。

リフォーム・増改築工事費30万円以上に対し補助します

本事業は予算がなくなり次第終了します

債権者登録申請  
書の様式が変わ  
りました！

- |                                    |  |   |
|------------------------------------|--|---|
| ① 一般の補助                            | 居住する世帯の家族構成に条件なし<br>➡ 工事費の5%(上限10万円)   | 市内在住のかたであれば、どなたでも利用できます   |
| ② 子育て支援                            | 18歳以下の子供と同居の世帯<br>➡ 工事費の10%(上限20万円)  | 18歳以下（平成19年4月2日以降生まれ）の子供とその家族が同居している世帯  |
| ③ 三世代同居                            | 18歳以下の子供と親と祖父母等が同居の世帯<br>➡ 工事費の10%(上限30万円)                                       | 祖父母等とは、祖父母・曾祖父母のこと言い、祖父母等の夫婦のどちらかが居住していれば三世代同居となります   |
| ④・⑤ 空き家（大館市空き家バンク登録住宅に限る）購入後、リフォーム | ④大館市在住のかた ➡ 工事費の10%(上限30万円)<br>⑤市外から転入するかた ➡ 工事費の20%(上限50万円)                     | 大館市空き家バンクに登録ある住宅を購入・リフォームし、その住宅に居住するかた転入後、3年以内のかたも⑤を利用できます                                  |
| ⑥ 移住者支援（市外から大館市に移住しようとするかた）        | ➡ 工事費の15%(上限40万円)<br>※ 大館市空き家バンク登録住宅を購入・移住転入の方は⑤の適用となります                         | 中古住宅（大館市空き家バンク登録住宅以外）購入の他、持ち家（相続した住宅を含む）やご実家（親又は子の所有）をリフォームし、大館市に移住するかた（転入後、3年以内のかたも利用できます） |
| ⑦ 被災者支援                            | 甚大な自然災害により、地域防災計画に基づく災害対策本部または災害警戒対策部が設置され、住宅被害が広域的に発生するなどした場合、災害復旧工事の支援を適宜行います。 |   |
| 大館市観光キャラクターはちくん ©大館市               |  | <u>注：①～⑦の補助種別を併用することはできません。</u>   |
| <b>◇補助対象者◇</b>                     |  | <b>◇補助対象住宅◇</b>   |
| ○ 全ての補助種別に共通の要件                    |  | ○一戸建ての住宅  |
| 内に住所を有し（転入・移住予定を含む）、次のいずれかに当するかた   |  | 住宅敷地内の住宅用車庫や物置の新築及び増改築を含むただし、既製品のカーポートや車庫、物置は除く   |
| ○ 持ち家住宅（自己所有で自己居住の住宅）のリフォームを行うかた   |  | ○併用住宅   |
| ○ 親または子が所有し、自ら居住する住宅のリフォームを行うかた    |  | ・店舗等の事業の用途に用いる箇所は補助対象外  |
| ○ 親または子が所有及び居住する住宅のリフォームを行うかた      |  | ・令和2年度から住宅部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の1/2未満の併用住宅も新たに補助対象となりました。                                       |
| ○ 親または子が居住する自己所有の住宅のリフォームを行うかた     |  | （ただし、建物内の住宅部分について行う工事が補助対象）   |
| ○ 空き家や中古住宅を購入後にリフォームし、その住宅に居住するかた  |  | ○マンション等の共同住宅  |
| 市税を滞納したこと（申請者及び住宅の所有者並びに           |  | 専有部分の工事に限ります（外装工事は補助対象外）  |

## ② 各補助種別の世帯要件

- ②「子育て支援」を利用する世帯  
補助対象の住宅に18歳以下（平成19年4月2日以降生まれ）の子供とその家族が居住している世帯

③「三世代同居」を利用する世帯  
補助対象の住宅に18歳以下（平成19年4月2日以降生まれ）の子供とその親及び祖父母等が居住している世帯

※補助種別①・④・⑤・⑥・⑦は、家族構成の要件はありません

金域时代商务中心

### ▼補助対象住戸▼

住宅敷地内の住宅

ただし、既製品のカーポートや車庫、物置は除く

• 店舖等

- 令和2年度から住宅部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の1/2未満の併用住宅も新たに補助対象となりました。  
(ただし、建物内の住宅部分について行う工事が補助対象)

## ○マンション等の共同住宅

専有部分の工事に限ります（外装工事は補助対象外）

## ◆ご注意◆

「居住する」「移住する」とは、その住宅に実際に住んでいることをいいます。子供が下宿やアパート住まいの場合や、祖父母等が老人ホーム等に長期で入所している場合は、居住していることはなりません。

## ◇補助対象工事◇

次に掲げるすべてを満たす工事

○リフォーム等工事費用のうち、補助要件を満たす対象工事費用（消費税込）が**30万円以上**であること

○市内に本店を有する法人、市内に住所を有する個人事業者と契約を交わし、施工する工事であること  
※下請けも市内業者とすること

## ◇補助対象外工事について◇

○補助対象となる工事の詳しい内容は要綱や補助対象工事一覧表をご確認ください。ご不明な点がある場合はお問い合わせ願います。

## ◇重複補助ができない他の補助制度等◇

下記の補助制度等を利用するかたは、補助対象工事費から他の補助金額及び補償額を減額します。

《減額対象となる他の補助制度等》

- 介護保険制度の給付対象となる住宅改修費
- 浄化槽設置整備事業
- ウッドチェンジ推進事業

令和7年度から債権者登録申請書の様式が変更となっています。

## ◇補助金の申請制限について◇

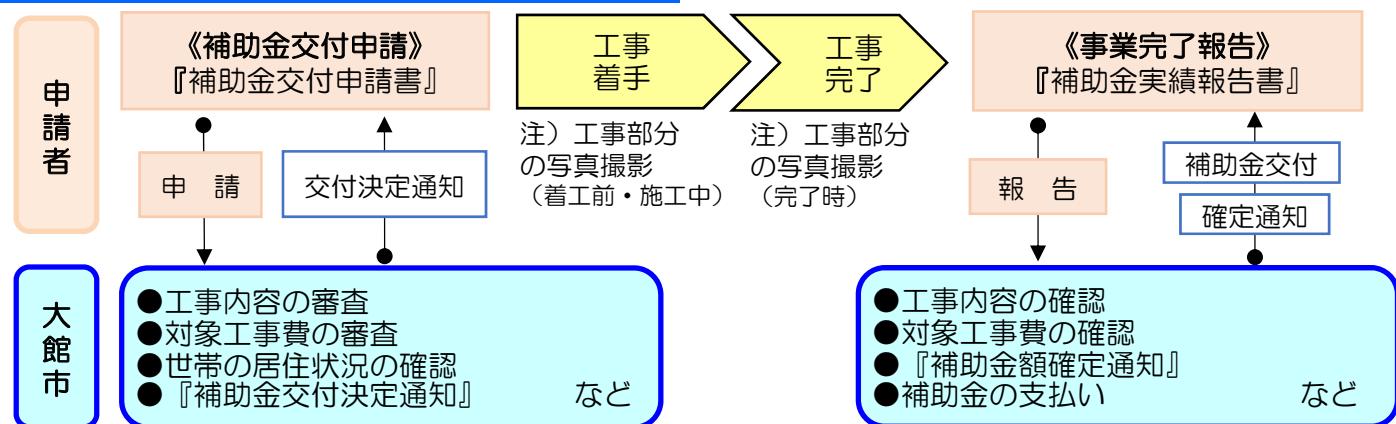
○令和4年度以降に補助金の交付を受けている場合、原則として今年度は補助金の申請を行うことはできません。

令和3年度の交付 ⇒ 令和7年度の申請可能

ただし、次に該当する場合、期間を経過していなくてもリオーム補助金の申請を行うことができます。

- 大館市木造住宅耐震化補助事業の交付決定を受けて行う耐震改修工事を行う場合
- ⑦被災者支援を申請する場合（事前にご相談ください）
- 住宅を購入（2親等以内の親族からの購入を除く）した場合
- 大館市の条例に基づく、上下水道接続工事

## ◇補助事業申請フロー◇



## ◇ご注意ください◇

- 補助申請の前に工事着手した場合は補助対象となりませんのでご注意ください。申請時に担当職員が訪問し、工事着手の有無や内容について確認させていただく場合があります。
- 増改築や屋根・壁などの全面改修をご計画の際は、建築確認申請が必要となる場合があります。また、お住まいの地域によっては、建築基準法により外壁等の一部を防火構造等にしなければならないなどの規制がありますので、計画の初期段階で工務店等に確認してください。
- 車庫（カーポートを除く）内部の壁・天井は、建築基準法により石膏ボード等（準不燃以上）を張ってください。

〈申込先・問合せ先〉 大館市建設部 建築住宅課（建築指導係）

住所 大館市比内町扇田字新大堤下93番地6（比内総合支所1階）

電話 0186-43-7083（直通） FAX 0186-55-1018

木  
は  
こ  
ム  
ち  
ペ  
ら  
シ



※秋田県の住宅リフォーム推進事業について、大館市では秋田県への申請書の取次を行っています。